

平成 3 0 年 第 2 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	齊	藤	猛
教育長職務代理者	石	井	正 治
委員	古	卷	勲
委員	上	野	操
委員	松	原	秀 成

事務局	教育推進課長事務取扱			
	教育委員会事務局参事	柴	田	靖 弘
	学校配置計画課長	川	勝	賢 治
	学務課長	植	田	光 威
	指導室長兼教育研究所長	市	川	茂
	学校施設担当課長	石	塚	修
	統括指導主事	松	塚	智加子

書 記	教育委員会事務局			
	教育推進課庶務係長	岡	田	隆 史
	同 主査	志	村	一 彦

斉藤教育長	開会時刻 午後１時 それでは、ただいまから、平成３０年第２１回教育委員会定例会を開催します。 日程第１、署名委員を決定します。古巻委員と上野委員にお願いします。 続いて日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、第３９号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題とします。本件は教育に関する議案について、平成３０年第４回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取をされたものです。議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。この審議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	ありがとうございます。賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、第３９号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開は可能といたします。 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕
教 育 長 柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会 事務局参事	それでは、第３９号議案を審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。 第３９号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。議案の意見聴取について写しをおつけしました。 次に、補正予算の概要（案）ということで１枚お示ししてございます。歳出からご説明差し上げます。 まず、教育費の教育推進費、木全・手嶋育英資金関係費、積立金１０万円というものになりますが、これは指定寄付がございまして、内容欄に書かせていただきました、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合江戸川支部様から１

教 育 長	0万円の寄付をいただいたものでございます。こちらの積み立てをさせていただきます。 続きまして、学務費でございます。こちらは、学校維持管理費の小学校、中学校それぞれの光熱水費でございます。それぞれ小学校費は3,421万、中学校費は1,211万6,000円を計上するものであります。内容欄にお示しいたしました「例年になく猛暑となり、主にエアコンの使用による電気使用量が増加したため。また、散水やプール水温の上昇への対応により、水道使用量が増加したため。」、中学校費には「例年になく猛暑となり、主にエアコンの使用による電気使用量が増加したため」というものでございます。 続きまして、学校施設費でございます。こちらは、二之江小学校、南小岩小学校、篠崎小学校、それぞれ平成33年から改築をさせていただくという学校でございますが、この施設改築費といたしまして、委託料、それぞれ465万5,000円、445万円、509万8,000円と、それぞれの学校の改築の前段でございます今年度中に敷地境界確定測量調査委託を実施する必要が生じたため、計上させていただくものでございます。 なお、改築費につきましては、裏面にございますが、繰越明許費として来年度まで、2年度にわたって実施するものとして計上させていただいております。 続いて、1枚目の一番下でございます。継続費でございます。教育費、教育費の学校施設費、瑞江第三中学校施設改築費でございます。こちらは、継続3カ年、4カ年にわたってこちらの工事を続けるに当たりまして、この11月から入札の事務の準備に入るというものでございまして、今回、第4回定例会で補正予算を計上し、継続費として計上させていただくものです。それぞれ31年度、32年度、33年度にわたりまして、このような経費を継続して行っていくというものでございます。 続きまして、意見聴取の2点目でございます。江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。これは前回の第20回教育委員会定例会で議案としてご審議いただきました葛西小学校、葛西中学校の改築の終了に伴いまして、その所在地を改正するというものでございます。新旧対照表をおつけしてございます。 以上、2件にわたりまして意見聴取がございましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 本件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。
-------	---

上 野 委 員	葛西小学校の番地ですけどね。これはあれですか、場所自体全然変わっていないんでしょう。
教育推進課長	今回の改築に伴いまして、まず小学校は、この番地の付番については、正面玄関の場所で指定をすることになります。そういうルールになっておりまして、今回改築することに伴いまして、正面玄関がバス通り側のほうに変わります。そちらの付番がされたということで、小学校も変わります。それから、中学校は現在、旧清新第二小学校の住所になっておりますので、これも新たな学校の番地にするということで、番地としては同じ番地になります。
松 原 委 員	つまらない質問なんですけど、教育費のほうの合計のところ、篠崎小が南小岩小よりも60万くらい予算が多いですけど、これは地質の問題だとかそういう理由でしょうかね。
石塚学校施設 担 当 課 長	こちらでございますが、学校の敷地面積に応じまして単価は変わっております。
松 原 委 員	わかりました。ありがとうございます。
石 井 委 員	継続費のほうでお伺いしたのですが、これは基本全部が瑞江三中の施設改築費にかかわるものという理解でいいですか。
学 校 施 設 担 当 課 長	こちらでございますが、全て瑞江三中の改築にかかるものでございます。年度が分かれておりますのは、31年度、32年度で校舎の建設工事、33年度で外構整備ということを行いまして、3カ年度にわたるため、このような計上をさせていただきました。
石 井 委 員	詳しく書こうとしますと、31年度の24億円ですね。24億円というのは教育費の全体という意味合い。
学 校 施 設 担 当 課 長	こちらの建設費で今回計上して、実質的に瑞江三中、この建築にかかる件なのですが、今回、その他に継続費がないため、教育費の額とイコールということで今回、計上させていただいております。
石 井 委 員	なるほど、ありがとうございます。

教 育 長	よろしいでしょうか。 他になければ、第 39 号議案の意見聴取に対しては、「異議なし」と回答すると決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 秘密会はここまでといたします。 〔秘密会終了〕
教 育 長	続いて、第 40 号議案、ピティナピアノステップ南小岩地区開催に伴う教育委員会後援名義使用承認についてを議題とします。内容について事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第 40 号議案、ピティナピアノステップ南小岩地区開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。 1 枚目、申請書、そしてその裏には企画書ということでおつけしてございます。申請者は、ピティナ下町えどがわステーション、代表者からのものがございます。行事名は、ピティナピアノピアノステップ南小岩地区ということで、事業目的といたしまして、江戸川区の子どもたちを中心に、その個性及び環境に応じた学習方法により、ピアノを生涯にわたり継続することで音楽を楽しみながら演奏能力向上を図り、学習成果の確認をすることを目的とする資格（英検、漢検と同様）になるため、子どもたちの人生のお役に立てるように応援していきますというものでございます。 実施時期は、31 年 1 月 26 日（土）南小岩バッハザール、事業規模でございますが、江戸川区の子どもたちを中心に、年齢、レベルによる参加資格の制限はなく、広く一般の方も対象とするというものです。 経費の徴収でございますけれども、当日の入場料は無料、参加者につきましては、1 人当たりの金額として、3,500 円から 1 万 8,500 円、括弧書きにございます徴収の名目でございますが、演奏参加費の違いは、ステップの演奏時間によるというものでございます。 裏面をごらんいただきたいと思いますけれども、企画書として提出をいたしましたものでございます。事業の目的、先ほど申し上げましたけれども、3 点

書かれております。江戸川区の子どもたちが、その個性及び環境に応じた学習方法により、ピアノ学習を生涯にわたり継続することで、音楽を楽しみながら演奏能力向上を図り、学習成果の確認をすることを目的とするというものです。

2 番目は、このやり方としてのステップを持続していくことで資格に通ずる、ステップを続けることが資格を取ることに通じるという考え方のようで、こうしたことに取り組むことで子どもたちの人生を豊かにしていくことにつながるというものです。

入場無料とすることで、広く区の子どもたちや区民の方々に音楽に親しんでいただく機会とするということでございます。

事業計画・内容ですけれども、2 3 ステップ、この企画自体がピアノの取り組みをステップとして2 3 のステップを設けている。それから、フリーステップという2 種類があるということで、個人個人に適切な目標を設定し、自分のペースで継続することを支援する。継続して参加された方に「継続表彰」などが贈られるということです。

その後ずっと書いてございますが、一番下のマスの中で、記録として毎回のステージ参加の履歴をパスポートに記録する。告知の方法としては、江戸川区の子どもたち（幼、保、小、中、高）に通う幼稚園、保育園、学校、ピアノ教室などを中心にして広く一般にも周知するというところでございます。

周知方法は、次に書いてございます。ホームページ、ポスターということで、運営としては、参加申し込み受付、プログラムや開催グッズの作成は本部にて行う。当日運営は、各実施事務局のスタッフにより行うと。準備、当日かかる費用は、参加料から支払うということでございます。

次には、文部科学省への後援名義の使用の申請をし、この使用許可についての回答文の写しが添付されております。文部科学省のほうでは後援ということで、2 9 年1 2 月1 8 日から3 1 年3 月3 1 日までの期間ということで、この行事を後援しているということでございます。

続いて、予算書でございます。収入は、参加料として6 0 万円。参加料合計と書いてございます、摘要欄でございますけれども、参加料平均として7 , 5 0 0 円掛ける8 0 組ということでの見込みでございます。

支出でございますが、会場費、そして、調律費、会議費、通信費と、このような名目で6 0 万円の支出の予定がされております。

続いて、下町えどがわステーションという実施団体の名簿が添付されております。江戸川区、そして、江東区在住の方ということになります。

次には、一般社団法人の全日本ピアノ指導者協会の定款をおつけしてござ

います。先ほどの本部といったものがこの協会に当たるというふうに思います。[]の3として、ピティナ・ピアノステップステーション設置及び運営内規というものが添付されておりますが、こちらをちょっとごらんいただきたいのですけれども、まず、第1条のところで、一般社団法人全日本ピアノ指導者協会、定款細則の中での運営規定ということで書かれております。このステーションによるピティナ・ピアノステップのより広域的な普及と円滑な開催運営を図ることを目的として、このステーション設置及び運営内規を制定するというものでございます。

第2条の2番に書かれておりますが、「1市町村1ステーションを原則とする」ということで、このステーションが設置されているというようなことでございます。

役割としては、第4条になります。ステップ運営規約に掲げる目的を達成するために、地域におけるピアノステップ開催と普及を推進することということで、今回の下町ステーションということで運営をしていくということでございます。

裏面には、ステーションの義務として、1年に1回以上、ピティナ・ピアノステップを開催し、最低3年以上は継続して開催することということが、第6条の1に書かれております。

それから、7条の1に一般社団法人全日本ピアノ指導者協会ステーションと呼称すること。そして、登録料・維持費として、第8条で、ステーションは、ステーション登録料として本部に1万円を納入すること。それから、新たに9条では、維持費として1万2,000円を納入することということが規定されてございます。

第13条、ピアノステップの参加料納入は本部会計とし、本内規第14条により、ステーションは本部より運営委託金を得ることがあるということでございます。

14条では、その参加者の1開催51組以上ですとか、そういったものが規定をされております。

もう1枚、これはチラシの案ということで後ろについております。「飛び出そう、舞台へ！ピティナ・ピアノステップ南小岩地区」ということで、1月26日（土）開催という案が添付をされております。

その裏面を見ていただきますと、ここで五つのポイントというのが書かれておりますが、ポイント1「あなたの演奏に、プロの音楽家・指導者が直筆メッセージでアドバイス！」、2番目「合格証書・参加証書がもらえる！」、そして3点目で「ピティナ・パスポートに自分の演奏記録が残る！」、ポイン

	ト4で「演奏前に、60文字で自己紹介!」、ポイント5で「継続して参加すると、ステージで表彰が受けられる!」ということで、人前で演奏に継続してチャレンジしたことをたたえ、舞台上で表彰される。また、全校朝礼等で表彰してもらえる学校もありますというようなことでございます。 内容については、以上でございます。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますか。
上 野 委 員	1枚目の申請書、経費徴収という欄の入場料無料の後に「参加者」という言葉、入れておいたほうがいいんじゃないかな。参加者が1人当たり幾らでしょう。
教育推進課長	括弧書きで書かれておりますとおり「徴収名目演奏参加費の違いは、ステップの」という。
上 野 委 員	それは説明ですから。入場無料と書いてあって、ちょっと関心ない人は「あれ」と思うから。
教育推進課長	はい。
石 井 委 員	事業目的のところでお伺いできますでしょうか。次年度以降ということになるかと思うんですけれども、もしこれを承認いたしますと、次からは事業目的のところだけがぱんぱん出てくるような格好になると思うんですけれど、事業目的が、ページめくった企画書でいきますと、上の星二つを無理やり一文に押し込めたそういう文章になっていて、これは意味が通らないですよねということになりますので、無理せず一文にすることなく二つの文章で分けて書かれたらいいように思います。
松 原 委 員	今、石井先生と同じでちょっと関連なんですけど、僕自身、余り詳しく知らなかったんですけど、目的のところに資格で、「(英検,漢検と同じ)」という表現があるんですけど、これを書くための根拠というんでしょうかね。こっちは大体社会一般にわかっていますけど、こういうふうに表記した理由をもしわかる範囲で。
教育推進課長	単にピアノのお稽古で、お稽古したい人を探すようなことが理由の一つで

	はないかなと私も思うんですけど、あえて継続することがというような意味でこういうことを書かれたと思いますが、ピアノを演奏してこの方々の出すものが資格として云々という裏はとれておりません。ですので、定義できるようなものなのかどうかという。
上 野 委 員	今、松原先生、英検というのは一つのたとえですね。資格あるでしょう。あれはどこで資格を与えているんですか。国レベル。
市川指導室長	英検協会です。あくまでも民間の団体です。
上 野 委 員	昔、今もあるんでしょうけど、そろばんなんかで検定試験というのがありましたね。ああいうあれは商工会議所とか。すると一応、そういう団体で資格与えられて、何か昔なんか就職するときにそういうのを出すと参考になる。これはちょっとうそになりますよね。その辺は確かに言ったほうがいいかもしれませんね。
古 巻 委 員	私も松原先生と同じように、ちょっと不案内で申しわけないのですが、全体的に見たときに、ちょっとわかりにくいというのが私の印象なんですけど、もう少しピティナというのはピアノ指導者協会ということなんだそうですが、これは初めて江戸川区でもって開催するものですか。
教育推進課長	一度おやりになっているというお話は聞いたことがあるんですけど、後援名義として申請するのは今回が初めてということです。
古 巻 委 員	一つ実績みたいなのがわかるとありがたいなということがちょっとあるということと、広く区民に呼びかけるとしたら、果たしてどの程度の人がずっと入っていくのかなという、そういう素朴な疑問も抱きます。かなりピアノをやっている方というのは、ある種特定の人たちになるわけで、その人たちがよくその辺のところが理解されてのことだと思いますけれども、いまいちちょっと、このピアノステップというのがどういうことなのかということが、それこそ一般の方でもこういうことなのかということがわかるようなそういう見出しであるとか、そういうふうにしたほうがいいのではないかなという気がいたしますが、これは余りにも素人的な話というか要望になってしまうのでしょうか。どうでしょうか、皆様のご意見も伺いたいなと思っていますけど。

上 野 委 員	そのとおりだと思いますよ。わかりにくいよね。
古 巻 委 員	わかりにくいです。このピアノステップに関して、余りよく知識がないせいもあるかもしれませんが、かなり専門的なことになるのでどうなのかなというのが第一印象として抱きましたけれども、どうなのでしょうかね。これは江戸川区以外の他区、あるいは他県等の実績とかそういうものはございますか。
教育推進課長	北は北海道、南は九州、沖縄までということで、これは先ほどもございました一般社団法人全日本ピアノ指導者協会ということで、ピアノを指導している方の組織としては一番大きな組織だというふうには聞いております。その協会として普及ですとかそういう形の一つとしてこの方策をとっている。 そして、先ほどの規約にもございましたけれども、区市町村ごとに１ステーションという位置づけでこういう組織をしているということでございます。それぞれのステーションがこういうような形でやられるのであればというような運営規約ですとか、そういったものが先ほどの内規で示されているということでございまして、それぞれやはり市区町村単位で開催をされております。その実績もいただいております。２０１７年度開催地区は５８３市、そのうちの２７２地区で地方公共団体の教育委員会で後援をしております。このようなことでの資料は提出していただいております。
上 野 委 員	先ほどの松原先生おっしゃったところなんですけどね、この申請書の事業目的というところに書いてありますよね。この事業目的は、「学習成果の確認をすることを目的とする資格になるため」と書いてあるね。だからどういう資格かは別として、誰が与える資格なのか、これ解釈すれば協会だろうと思うんですけれども、だから、「当協会が与える資格になるため」とかね、そういう責任の所在を書いておかないと、そんな資格書いて、協会自身が英検や漢検なんかと同じなんだと言っているんだから、それはそちらに責任持たせればいいので、協会が与える資格だという文章は、主語をちゃんと入れさせておいたほうがいいんじゃないかと思うんですよね。漠然としているから。それで、さっきの参加費とあれとは違うんだと。それも３，５００円から１万８，５００円の間あるわけで、それは下の括弧で表現しているのかどうか知らないけどね。何かあったときに教育委員会が後援を承認しているからね、信用したというふうに思われちゃうといけないので、そこだけはどうか

石 井 委 員	なと思います。 全体としては、一般社団法人の全日本ピアノ指導者協会が行っている活動の一環ということで理解はできました。それで、一番最後、チラシの裏面なんですけれども、右上のところ、合格証書とかポイント2とありまして、「合格証書・参加証書がもらえる」、要は、これは彼らが考えている漢検、英検と同等のお墨つきなんだ、おんどころなんだということを行っていると思うんですけれども、素朴な質問で、例えば私が、全然ピアノは弾けませんけれども弾けるとして、23のステップ、一番上から下まで弾いたとします。そこで、真ん中あたり、17ステップに初めから挑戦するということは可能なんでしょうか。あるいは、外から来た人は、23の一番下のステップからやっていくという、どちらになるんでしょうかね。
教育推進課長	やり方を少し調べさせてもらったんですけれども、この参加費という中にも、実はそれぞれのステップごとに一般というのと、指導者割引というのと、会員割引という3段階それぞれ。ですから、恐らく一般ということで参加をすれば、ただ、先ほども言ったように、このチラシにもありましたけど、3人の指導者、アドバイザーからC以上の評価を受けると合格証書がもらえる、そういうようなことでの一応権威みたいなものがあるのではないかと。 それから、参加費自体も、実は今のそれぞれのステップの金額が決まっております、それプラス時間、例えば、一般というか23のステップ以外にもフリーというものがございます。これなんか本当にフリーなんだと思いますけれども、こちらでいくと、例えば、3分だと6,500円、指導者割引だと5,500円、会員割引だと4,500円になっていまして、例えば、それプラスということで、何分となりますと、3分、5分、7分、10分、12分、15分となっています。その時間に応じて参加費をもらうというようなシステムになっております。
石 井 委 員	なるほど。それは社団法人のほうで決まっている事柄なわけですね。
教育推進課長	それを法人としては何組以上で開催というようなことで先ほどの規定の中にございます。
石 井 委 員	引き続き、お金のことに入ってきましたので、予算書ですけれども、この予算書でいきますと、7,500円が80組、60万円という参加料なんで

	すけれど、後ろのほうの社団法人の、先ほどのチラシの一つ前のページですね。ピティナ・ピアノステップステーション設置及び運営内規の第14条になるんですけれども、そうすると、これだけの額が集まるところには運営委託金が支払われることになっておるんですけれど、どのくらい来るかわからない運営委託金が支払われるかどうかわからないというところで、そんな意味合いで収入のところには入れていないんだと思うんですけど、一応これだけの予算が見込まれるというところにおいては、やっぱり規約に従って、運営委託金を幾ばくかは入ってくるんだというような、備考欄にでも何か入れておくほうがよろしいんじゃないでしょうかね。
教育推進課長	私もこれを読み込みまして、どういう仕組みになっているのかと見ていたんですけど、先ほどの内規の中の13条で「ピアノステップの参加料納入は本部会計とし、ステーションは本部より運営委託金を得ることがある」ということが書かれておりまして、その下の14条で「開催した際、その参加者が1開催51組以上の場合、もしくは参加料合計が41万円以上の場合、本部より運営委託金が支払われる。ただし、初回開催の場合は1開催31組以上、2回目の開催の場合は41組以上を運営委託金の支払いの条件とする。」ということが書かれておりますので、ここから見ると、最低保障は協会がするよと、それ以上は努力次第というようなことなのかなというふうなことが読み取れたんですけれども、今回の申請に当たっては、平均でいくと7,500円というものを指定しておりまして、これだけの予算が収入として、参加料として入ってくるであろうという予算書が提出されたということなんだろうというふうに読ませていただきました。
石井委員	わかりました。
教育長	よろしいでしょうか。
松原委員	こだわっているわけじゃないですけど、やっぱりこの英検と漢検の件で、指導者協会の定款を見ると、第4条の目的は「ピアノを中心とした音楽指導者の資質向上を通じて」ということで、音楽指導者の資質向上、これピアノ指導者協会のほうなんですけど、そのピティナのほうは子どもたちも含めて集まってこういうのをやるよということですよ。 この英検と漢検というと、これははっきり認知されているじゃないですか。1級、2級とね。きちんと本があって、それを子どもたちが学んで検定を受

	けて、その検定というのは試験ですよ。高校入試とかそういうところに入ってくるし、今度は大学入試も英検なんか関係してきますよね。そういうきちんと確立されているので、どうも資格（英検、漢検）というのが入ってくると、なんか一般化になってちょっと違うかなという感じがするんですよ。
上 野 委 員	本当、これ抜いてくれるなら我々承認しても別に異論はないけど、これを入れていると、これと同じものだということでやったとすると、入る人もそうでしょう。一応公の協会がやっている試験ですよ。一定水準以上で合格したから検定認可するわけで、それが先ほど石井先生がおっしゃった、チラシの裏側のポイント2と一致しているのかどうかははっきりしないと、表現は。この合格証書は、だから、私は英検と同じと書くんだったら、それまで書くと言えませんが、「当協会が授与する資格」と、この責任主体をはっきり述べてしまうということですね。
教育推進課長	私が先ほどの説明で余計なことになったかもしれませんがけれども、どうしても通していただきたいというつもりではございません。事実として先ほどお伝えさせていただきました。こういう経過があって今回出てきていますということでございまして、参加費も結構高額ですし、これは委員さんの間でお決めいただければありがたいかなというふうに思っていたわけで、先ほどは通していただきたいという意味ではございませんので、それだけご理解いただきたいと思います。
上 野 委 員	ただ、勘ぐると、入場無料というのは小さい字だけど、これだけゴシックで真っ黒にしておいて書くとか、それなら入場無料というのは他の裏面に書いたって、上のほうに書いたっていいのでね。参加費と書いて1人当たりこれと書いて、この括弧内が3,500円、1万8,500円の説明なのかどうなのか、どうも聞いているとそれでもないみたいですね。
教育推進課長	今回、もしあれでしたら、ここのあたりをもう一度お話をさせていただいて、申請者にその上で修正があるようでしたら、また改めてということによってよろしいでしょうか。
上 野 委 員	あくまでもここで後援名義を承認するかどうかということは、承認したことによって我々の認識した事実のように部外者が解釈できればいいけど、解釈に齟齬があるとすると、ある意味では協力した形になってしまうから。

	それから、先ほど石井先生もちょっと触れたと思うんですけど、この協会自体の会計関係については、これは我々は承認者としてはそこまで立ち入らなくてもいいんじゃないかと思うんですよ。これは協会自体で、社団法人になっているわけですからね。一般社団法人になっているんですから、法人としての規定はあるわけですよ。そういうところでちゃんと監査とかなんだとか毎年度やるわけだから、それはそのつづったところの中で間違っていたら我々の責任ではないので、そこまでは言う必要ないと思うんだけど、松原先生が言ったこの点は、私が言った参加費の点は、ちゃんとわかるようにしておいてもらわないとまずいなと。やること自体は結構なことですよ。いいことやっているわけだから。
教 育 長	それでは、第40号議案は保留とさせていただき、また、申請書が直ってきた段階で改めて報告をいただくということによろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義使用承認についての報告にまいります。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	教育委員会後援名義の使用承認について、ご報告1件でございます。横版で一覧表を1件、教育推進課からご報告を申し上げます。 後援回数43回目になっております。区の後援も申請がされているものです。事業名、第43回わんぱく相撲江戸川大会、申請者は、プロジェクトわんぱく協議会会長でございます。 事業目的、概要ですが、国技である相撲を通じて心身の鍛錬、健康の増進を図る。マット土俵を6面用意し、学年ごとに男女別のトーナメントを行う。4、5、6年の優勝者は、東京都大会に出場するということです。 実施日時は、平成31年5月12日（日）江戸川区総合体育館において、区内在住・在学小学生を対象に行うものです。経費の徴収、そして、賞状、副賞等の授与はございません。 ちなみに、前回の参加総数でございますが、733名ということで、スポーツセンターで開催されました。毎年順番で会場は総合体育館、スポーツセンターで順番で行われているものでございます。 こちらにつきまして、報告は以上でございます。

教 育 長	この件については、前回との相違は日付と会場、この二つだけでそれ以外は全く一緒ということによろしいですか。
教育推進課長	はい。変更はございません。
教 育 長	これに関してでございますけれども、いかがでしょうか。
上 野 委 員	またこだわっているようですけど、毎年後援していただいているんですけど、さっきの話になると、これは申請者、主催者がプロジェクトわんぱく協議会なんだよね。だけど、この協議会の代表の方は公益社団法人青年会議所江戸川支部というか江戸川委員会のメンバーだと思うんですよね。そういう意味では、きちんとした組織としては青年会議所なんですよね。だから青年会議所は、この開催要項のところを見ると後援者になっていて、我々も江戸川区教育委員会は3で後援者になっている。青年会議所も後援者になっている。後援者を入れちゃいけないというのはないんだけど、この協会自体も例えば、青年会議所の奉仕部門の一つだというふうになっているならば、そうしてもらったほうがいいんじゃないのかなと思うんですね。
教育推進課長	実は、私も昔からわんぱく相撲、スポーツセンターで見えていましたので、当時は、青年会議所さんが主催でやられていました。運営をしていく中で、かなり参加者も増え、そして、運営する人手もかなり大変になってきたというお話を当時、聞いておりました。そこで、こうしたプロジェクトの協議会、ボランティアでも参加していただける方を募って協議会をつくったと。発展した結果ですね。実際にその協議会の代表としてお務めになるのは、実は青年会議所の江戸川委員会のわんぱく相撲担当という担当がいらっしゃいまして、その方が代表を務められる。委員会の委員長は、後援者としての青年会議所の委員会の委員長として名前を連ねているという、そういうふうに組織が変わってきたというふうに承知してございます。 ですので、大分そういう意味では組織が大きくなったなというふうなところだと思いますので、確かに青年会議所さんはずっと全国でもおやりになっていますので、全国大会までつながるものですね。だと思いますので、そういうことで承知をしております。よろしいでしょうか。
上 野 委 員	いいと思いますけど。

教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、２０１８（平成３０）年度人権セミナーの報告をお願いします。
教育推進課長	２０１８年度の人権セミナーでございます。こちらにつきましては、毎年この人権の週間に合わせまして、私ども教育委員会が主催をし、共催として小学校ＰＴＡ連合協議会、中学校ＰＴＡ連合協議会が共催として行っているものでございます。 今年度につきましては、こちらの日程、１２月４日（火）、タワーホテルにおきまして、大ホールで行わせていただきます。講演の内容でございますが、演題として「子どもたちの笑顔を守るために私たちにできること」、講師として島田妙子さんにお越しいただき、子どもの虐待防止に向けたこうした人権についての講演をいただくというものでございます。 ８番目には過去の講演の内容を記させていただきました。このようなテーマで、子どもたちの人権を守るためのそういうセミナーを毎年開催をさせていただいているものでございます。ちなみに区内在住・在勤・在学者を対象に行わせていただきます。 もう一枚、チラシをつけさせていただきました。講師の方のプロフィールもこちらに紹介させていただいております。 このような形で開催をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。
上 野 委 員	参考のために、これやると当然、参加者というか入場者というか、そういう人たちは相当大勢入るんですか。
教育推進課長	実は、ＰＴＡの連合協議会の共催ということでいただいておりますので、各学校ＰＴＡの関係者何名もお席ありますので、参加させていただきます。それから、学校の先生も、校長先生はじめお越しいただきます。やはりＰＴＡの方々の呼びかけで親御さんたち、子どもに対するテーマを掲げておりま

	すので、７５０名の規模で大体満員になるか、その人数が集まっていただけです。夜ということもあって、なかなかお子さんが小さい保護者の方は難しいのかなとは思いますが、子どもさん連れでもお越しになるような状況になっております。 実は、人権につきましては、総務では、区民向けのものをやっております。
上 野 委 員	総務で。
教育推進課長	区役所として、人権に取り組む週間ということで。
上 野 委 員	内容は同じなんですか。講演者呼んできてやる。
教育推進課長	向こうは、映画と講演という形でやっております。毎年１２月の１日から１０日が人権の期間で、このときに合わせましてそれぞれ連携を取りながら開催ということでやっております。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	ありがとうございます。賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕
教 育 長	次に、いじめ電話相談についての報告をお願いします。

市 川 教育研究所長	それでは、１０月分のいじめ電話相談について、報告させていただきます。 まず、月別相談件数をごらんいただきたいと思います。１０月は３件、３回でございます。その下、学齢別・男女別件数をごらんいただきたいと思いますのですが、まず、小学生については、小学校３年生の女子児童にかかわるものが１件、１回。それから、小学校６年生の女子児童にかかわるものが１件、１回でございます。それから、中学生については、中学校で１年生の男子生徒にかかわるものが１件、１回でございます。 概要のみちょっとご案内すると、まず、小３の女子児童についてなのですが、こちらは継続的ないじめというのではなくて、遊んでいるときにバドミントンの羽根を手にとったんですが、友達に無理やりそれをとられたというような訴えでございます。こちらについては、家族も含めて回りの大人に相談するよう実際に相談員が、これは本人からの電話でしたので、子ども本人に勧めて、その後は繰り返しの相談はかかってきていないような状況でございます。 続いて、小学校６年生女子児童についてですが、こちらは、違うクラスの男子児童、これは恐らく複数だと思うのですが、からかわれたり、後は、歩いていると逃げられたりするといったような状況、これを担任に相談しても相手にすると言われて、なかなか取り合ってもらえないという相談でして、これは下のほうの相談の内訳の架電者別で見ますと、こちらはお母様からのご相談でございます。こちら、担任以外には相談されていないということでしたので、まず、相談員からはお母様に対して、管理職への相談というものを提案しております。 最後、中学校１年生の男子生徒にかかわるものですが、こちらは、後ろの席の生徒にマジックで制服のシャツにしみをつけられるといったことがあって、これは実際に親御さんではなくて、他の生徒の親御さんからなんです。だから、この当該の生徒が他の生徒にシャツにしみをつけられるというような案件があったり、あとそれから、このお子さんがクラスでいじめのターゲットになりつつあるといったようなことを聞いて、友達のお母さんは、担任に相談したらいいというふうにこの生徒のお母さんに相談を勧めているんだけど、お母さんのほうは躊躇していると。ですから、そういったことも含めてこういったケース、どうやって対応していいのかというような趣旨のご相談でございました。 こちらは、相談員からは、これは電話かけてくださった友達のお母さんのおっしゃるとおり、担任にこうしたエスカレートすることが不安だというこ
-----------------------	---

	とも含めて相談するような形でぜひ勧めてくださいということを提案しています。 それから、状況によっては、この友達のお母さんではなくて、生徒本人のお母さんから同じ電話番号にかけてもらえるようにぜひ促してくださいということでご案内しているところでございます。 しかしながら、この件については、1回友達のお母さんから電話がかかってきたのみで、実際にこの生徒のお母さんからは相談が来ていないというような状況でございます。 今回、3件ご案内したんですが、3件いずれも学校へ直接相談員からの連絡というのは拒否されています。それから、教育委員会指導室への連絡についても、3名とも希望されていないような状況でございます。ですから、それぞれ相談員としては、また繰り返しかかってくるかどうか注視しているところではあるのですが、いまのところ、それぞれ単発のご相談で終わっているというような状況でございます。 以上でございます。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますか。
石 井 委 員	小学校6年の女の子のことについてお伺いしたいのですが、からかわれるとか、歩いているところぱっと逃げられるようなことは他のクラスの子だというようなこととお話しただけでしたが、この女の子のクラスの子というのは全然そういうようなことはないわけですね。
教育研究所長	相談員が受けた内容では、クラスの友達というのは話題には出てきていないですね。違うクラスの子どもにというような訴えでしたので。
石 井 委 員	ありがとうございます。何かとても特殊といいましょうか。歴史というか少し昔のこともあるのかななんて思えちゃうのですが、そこら辺は。
教育研究所長	ちょっとその因果関係はわかりませんね。
石 井 委 員	ありがとうございます。
教育研究所長	例えば、かつて同じクラスだった子がというのも可能性としてはあるのかなと思いますけど、ちょっとそこまでは詳しくはお話ししていただいていな

	いので、わかりません。
石 井 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	他はよろしいでしょうか。
石 井 委 員	中1の男子生徒なんですけれども、椅子の後ろからマジックでしみをつけられるというようなことで、先ほどおっしゃっていて、いじめのターゲットになりつつあるのではという懸念があるということなのですが、他の事柄というの把握はされていらっしゃいますでしょうか。
教育研究所長	このお電話では、具体的な内容としては、しみをつけられたただけなんです。この生徒本人のお母さんとその話をしたときにはそうなんです。点々としみをつけられたことと、あと、クラスでターゲットになりつつあるということしか聞いていないですね。実際はお話がいろいろあるのかもしれませんが、この電話相談では、そのことしかお話はされていないみたいです。
上 野 委 員	後ろからやられたというのは、同じ教室でいつも勉強していて、いつもその相手が後ろにいるということ自体は、本人にとっては非常に神経を使うと思いますよね。何でもない状態でもね。だから、そういう心配をさせないように、また、そういう明らかに悪い子で、跡に残るようなことじゃなくて、いろいろな今度は証拠に残らないようなことでいろいろやられるということもあるので、私は後ろに座っていること自体はちょっと解決しなくちゃいけないような気がするんです。 それから、もう一つのほうは、女の子に対して、過去のことはいろいろあったかどうかはしれませんが、男の子が複数で女の子1人に対してそういうことをやるというのは、我々古いのかもしれませんが、困った生徒だなと思いますよね。だから、これも別のクラスで離れているならもう少し加害者側のほうも、きちんと学校でも何でも強く指導しないといけないんじゃないかなと思いますね。両方ともね。
松 原 委 員	3件とも、要するに学校には連絡をしないでほしいということなので、学校名はわからないわけですね。
教育研究所長	わからないですね。

松 原 委 員	そうですね。気になっているのは、小6の女の子、女児なんですけど、担任には一応言っているんですよ。その担任は余り相手にするなと、やってくる子に対して。私はこれが一番ちょっと危険だなと思うんですよ。また、恐らく定例校長会等で先生がこういう事例ということでお話をされると思うんですけど、この辺の感覚をやっぱり先生方にもっと大事にしてもらえればなと思うんですね。
上 野 委 員	初期の段階で、学校にせっかく訴えているのにね、そんなに相手にしないでおけとか、あるいはそれほど強く、依然として後ろには座っている、まだやられているかもしれません。そうすると、幾ら訴えても学校でちゃんとやってくれないという、学校の不作為に対するやっぱりがっかり感があるんですよ。それがだんだん自分が恐れていたようにだんだんひどくなってくると余計、せっかく学校に言っているのに何もしないでくれてということで、私は直接、子どもよりも学校がちゃんとしてくれないことに対する子どもの反感というのはすごくあると思うんですよ。これがずっとこうしてくると、もうすべがないから学校は行かないとか、もう死のうとかね、そういうふうに行っちゃうので、この初期の段階で学校の処置というのは私は大切だと思うんですけどね。
教育研究所長	学校の教員が守ってくれるというかですね。
上 野 委 員	学校には言わないでくれといって、こちらだけ電話しているということ自体にそういう孤立感みたいなものがあるわけですよ。学校にどうせ言ったってもっと悪くなる。このあたりはちょっと我々としては心配だなと思いますね。以上です。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、平成30年第21回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後2時28分